

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 (年次休暇)</p> <p>第8条 年次休暇は、<u>1の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1の年</u>において20日を限度として、規則で定める日数とする。</p> <p>2 前項の年次休暇は、1日、半日又は1時間単位をもつて与えることができる。</p> <p>3 第1項の年次休暇に残日数を生じた場合は、<u>翌年</u>に限り繰り越してこれを与えることができる。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第16条の3 省略 (組合休暇)</p> <p>第17条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、<u>1暦年</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p> <p>第17条の2～第18条 省略 付 則</p> <p>1～3 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 (年次休暇)</p> <p>第8条 年次休暇は、<u>1の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1の年度</u>において20日を限度として、規則で定める日数とする。</p> <p>2 前項の年次休暇は、1日、半日又は1時間単位をもつて与えることができる。</p> <p>3 第1項の年次休暇に残日数を生じた場合は、<u>翌年度</u>に限り繰り越してこれを与えることができる。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第16条の3 省略 (組合休暇)</p> <p>第17条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、<u>1年度</u>につき30日を超えて与えることはできない。</p> <p>第17条の2～第18条 省略 付 則</p> <p>1～3 省略 (年次休暇の特例)</p> <p>4 <u>令和3年1月1日から同年3月31日までにおける職員の年次休暇の日数は、第8条第1項の規定にかかわらず、7日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員においては、1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を7日に乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))を限度として規則で定める日数とする。</u></p> <p>5 <u>第8条第3項の規定にかかわらず、令和2年12月31日に生じた年次休暇の残日数のうち、同項の規定により繰り越した日数については令和3年1月1日から同年3月31日までの間に、その余の日数については令和3年度にそれぞれ繰り越してこれを与えることができる。</u></p>